

議事要旨(1) 基準諮問会議からの報告

冒頭、野崎基準諮問会議議長より、審議資料に基づき、7月13日に開催された第24回基準諮問会議においてASBJに対して新規テーマの提言を行うこととなったものはない旨、並びに実務対応専門委員会に評価を依頼することとなった新規テーマの内容及び新規テーマとして提言に至らなかったテーマの内容等について説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 基準諮問会議の委員より、収益認識に関する会計基準の一部分を先行して開発するという選択肢は考えられないかとの意見が出ているが、IFRS 第 15 号は体系的な基準と理解しており、一部分を先行して開発することが財務諸表利用者にとって有益なものとなるか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 基準諮問会議では、事務局より、IFRS 第 15 号を踏まえたコンバージェンスの一環として、収益認識に関する会計基準の一部分のみを先行して開発することは困難であり、仮に先行して開発する必要性が生じた場合は別途対応することになる旨を回答した。

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 基準諮問会議の委員より、企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「回収可能性適用指針案」という。）について、すべての企業をいずれかに分類する取扱いが実務上機能するかという点に懸念があるとの意見が出ているが、具体的な内容が基準諮問会議で示されたのであれば、教えていただきたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 回収可能性適用指針案では、いずれの要件も満たさない企業については、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類すると提案しているが、基準諮問会議の委員より出された意見は、この取扱いの運用に支障が生じないかという内容であったと推察される。

以 上